



島根県報

平成22年2月16日（火）

号外第23号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第95号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年2月16日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	吉田頓原線	雲南市吉田町民谷741番1地先から同732番4地先まで	前	メートル 3.50～6.30	メートル 197.00	雲南県土整備事務所 交通安全工事 拡幅	
			後	7.55～10.95	197.00		
"	"	雲南市吉田町民谷708番1地先から同地先まで	前	3.50～8.80	106.00	交通安全工事 拡幅	
			後	7.74～9.21	106.00		
"	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字多田111番2地先から同10番5地先まで	前	A	4.00～45.00	747.00	県央県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管 河川管理者へ移管
				B	8.00～63.00	865.00	
			後	B	8.00～63.00	865.00	
"	久城インター線	益田市久城町68番地先から同381番地先まで	前	13.50～100.00	927.00	益田県土整備事務所 区域の延伸 拡幅	
		益田市久城町68番地先から同1132番2地先まで	後	13.50～100.00	949.50		

島根県告示第96号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年2月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	十六島直江停車場線	簸川郡斐川町大字直江町286番地先から同464番地先まで	メートル 196.00	平成22年 2月16日	出雲県土整備事務所	
〃	斐川出雲大社線	簸川郡斐川町大字福富110番地先から同町大字直江町314番地先まで	55.00	平成22年 2月16日		